

神戸市東灘区での地図作成事業について

神戸地方法務局では、令和7年度から令和8年度にかけて、神戸市東灘区本山南町七丁目から九丁目、甲南町一丁目地区(下図参照)において、不動産登記法第14条第1項に定める正確な地図を新たに作成することとなりました。

つきましては、地図作成事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

地図作成スケジュール

※作業内容については「法務局地図作成事業の実施に関する説明(全国共通)」を御覧ください。
※作業の時期については前後することがあります。

- ① 準備作業 : 令和7年8月～11月頃
- ② 基準点作業 : 令和7年9月～12月頃
- ③ 現況測量作業 : 令和8年1月～3月頃
- ④ 一筆地調査作業 : 令和8年5月～8月頃
- ⑤ 境界標設置作業 : 令和8年5月～8月頃
- ⑥ 一筆地測量作業 : 令和8年6月～9月頃
- ⑦ 縦覧 : 令和8年11月～12月頃
- ⑧ 登記処理 : 令和9年3月頃



地図作成事業実施地区

神戸市東灘区本山南町七丁目から九丁目、
甲南町一丁目



この地図は、地理院地図(国土地理院)を加工して作成しました。

事業主体等

- 事業主体(発注者)
神戸地方法務局
- 事業実施者(受注者)
一般社団法人しらすぎ公共嘱託登記土地家屋
調査士協会

お問合せ・連絡先

〒658-0083
神戸市東灘区魚崎中町四丁目4番23号
山本マンション201号室
神戸地方法務局地図作成事業魚崎現地事務所
(担当 柴田・勝井)
電話番号 078-441-3055
業務時間 午前9時～午後4時
(土日祝日・年末年始を除く)

法務局地図作成事業の実施に関する説明（全国共通）

1 法務局地図作成事業について

現在、法務局に備え付けられている地図は、一般的に「公図」と言われ、主に現代より測量の技術が劣る明治時代の中頃に作成されており、実際の土地と形状が一致していない精度の低い図面が多く存在します。

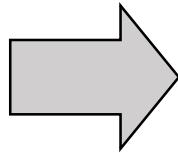
そのため、土地の境界や面積が不正確であることから、不動産取引や登記申請を行う際に支障が生じることがあります。

また、公共事業の円滑な実施や大規模災害が発生した場合の迅速な復興を阻害する要因にもなります。

そこで、法務局は各自治体からの要望を受け、作業地区を選定し、不動産登記法第14条第1項に基づく精度の高い「**地図**」を作るため地図作成事業を実施しています。

2 メリットについて

精度の高い「**地図**」が作られる。

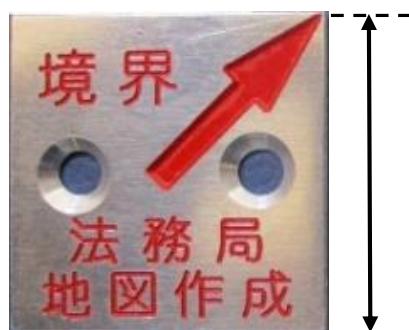


- (1) 土地の境界が明確になる。
- (2) 土地の取引がスムーズになる。
- (3) 災害復旧が迅速になる。
- (4) まちづくりに役立つ。
- (5) 地積測量図が備え付けられる。

3 経費について

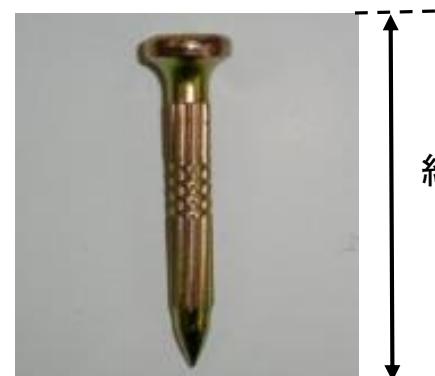
法務局地図作成事業に係る測量等に必要な経費につきましては、全て国が負担しますので、原則、皆様のご負担はありません。例えば、土地の所有者様と立会い後に、土地の境界に設置する境界標も国が負担します。

指定の境界標・・・アルミ製プレート（無料）



約 3.5cm

※金属釘（無料）を入れる場合もあります。



約 5cm

ただし

下記につきましては、土地の所有者様のご負担となります。

◎指定の境界標以外の埋設を希望される場合（コンクリート杭等）

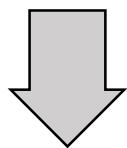
◎立会いの際に、土地の所有者様が現地までお越しいただくための交通費

4 作業工程について

※で記載している作業は、土地の所有者様に御協力いただきます。

① 準備作業（説明会）

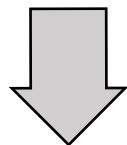
事前に案内資料を送付します。



② 基準点作業

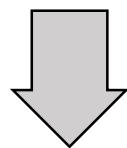
土地を測量するための基準点を設置します。

基準点（例）



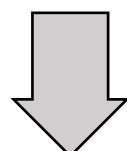
③ 現況測量作業

道路部分などを仮に測量します。
作業の際には所有者様等にお声掛けすることがあります。



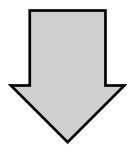
④ 一筆地調査作業

土地の所有者様による立会いのもと、土地の境界を確認します。
現地立会いによる境界確認後、書類に**署名**をお願いします。
※詳細については、改めて御連絡いたします。



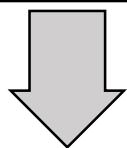
⑤ 境界標設置作業

表面「3 経費について」の境界標を設置いたします。



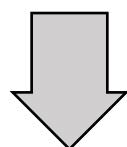
⑥ 一筆地測量作業

皆様の土地を測量します。
※最新の測量によって、境界に正確な国家座標が付きますので、土地の位置が明確になります。



⑦ 縦覧

最終確認会を開催します。
※確認資料の「地積等調査一覧表」及び「面積計算書」がお手元に届いた後、**ご質問等のある方のみ**会場にお越しください。



⑧ 登記処理

法務局に新しい「**地図**」と「地積測量図」を備え付けます。
また、土地の面積などを修正する必要がある場合は、法務局が登記記録を修正します。